

「千葉県海岸漂着物対策地域計画」の見直しについて

◆地域計画の概要

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物処理推進法及び同法第 13 条に基づく国の基本方針に基づき平成 23 年 2 月に作成。

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）を定め、優先的に海岸漂着物対策を進める。

◆これまでの県の取組

重点区域における海岸漂着物の回収量 2,486 トン
（平成 22～27 年度）

→本県における海岸の良好な景観及び環境の保全に一定の効果

◆見直しについて

地域計画では「国の基本方針の改定等や千葉県内における海岸漂着物対策に係る状況の変化等に対して、柔軟に対応するために必要に応じ計画内容の見直しを行う」こととしている。

◆海岸漂着物を巡る状況の変化

計画策定から 5 年が経過し、

- 1 自然災害の頻発化・激甚化により、定常的に海岸漂着物の集積する量が増加するとともに、他県の災害に起因する海岸漂着物が、従来よりも広域かつ大量に漂着する事例も発生している。
- 2 市町村から、新たに重点区域への編入を求める要望がある。

◆見直しの主な内容

(1) 海岸漂着物対策に係る現状と課題の整理（第 3 章関係）

海岸漂着物を巡る状況の変化を踏まえ、対策の 3 本柱である海岸漂着物等の「処理」及び「発生抑制」並びに「多様な主体の役割分担と連携確保」について、本県の現状と課題を改めて整理する。

(2) 重点区域の見直し（第 5 章関係）

重点区域を選定するに当たり、海岸漂着物等の量だけでなく、海岸の景観等の「自然的条件」及び経済活動等の「社会的条件」を含め総合的に判断するよう選定基準を改める。

また、市町村からの重点区域の編入を求める要望があることを受けて、重点区域を再選定する。

(3) その他の見直し

ア 千葉県海岸漂着物対策推進協議会に係る位置付けの明確化（第 1 章関係）

推進協議会を組織することを明確にし、設立趣旨、目的などの位置付けを明記する。

イ バイオマスとしての活用（第 4 章関係）

海岸漂着物等の処理に当たっては、可能な限りバイオマスとしての活用を図るものとする。

ウ 災害廃棄物等の機動的な処理（第 4 章関係）

大規模災害に起因して多量に漂着した海岸漂着物等で緊急に処理が必要なものについては、国の災害関連補助制度も活用しながら、機動的に処理するものとする。

◆今後の予定

9 月下旬～10 月上旬 パブリックコメント

10 月中旬 第 2 回千葉県海岸漂着物対策推進協議会
（パブリックコメントの状況により開催）

10 月下旬 「千葉県海岸漂着物対策地域計画」改定